

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業

募集要項

令和 4 年 7 月

岸和田市

目 次

1	募集要項の位置づけ	1
2	事業概要	2
	（1）事業名称	2
	（2）公共施設等の管理者等の名称	2
	（3）本事業の目的	2
	（4）新斎場整備における基本的な考え方	2
	（5）事業の内容	3
	（6）事業者の収入	4
	（7）市又は組合によるモニタリング	4
	（8）公共施設等の概要	4
	（9）法令等の遵守	5
3	応募者の備えるべき参加資格要件	6
	（1）応募者の構成等	6
	（2）各業務を行う者の要件	7
	（3）共通する参加資格要件	8
	（4）参加資格確認基準日	8
	（5）参加資格の喪失	9
4	事業者の募集の手順	10
	（1）事業者の募集スケジュール（予定）	10
	（2）事業者の募集手続き等	10
5	審査及び選定に関する事項	15
	（1）審査方法	15
	（2）定性的評価	15
	（3）結果の公表	15
	（4）次点交渉権者との協議	15
	（5）公募の中止等	15
6	契約に関する事項	16
	（1）基本協定の締結	16
	（2）仮契約の締結	16
	（3）事業契約に係る議会の議決	16
	（4）契約を締結しない場合	16
	（5）契約に係る費用の負担	16
	（6）入札保証金	17
	（7）契約保証金	17

7	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
(1)	市及び組合と事業者の責任分担	18
(2)	業務の要求水準	18
(3)	市又は組合によるモニタリング	18
(4)	自動販売機の設置管理に関する費用負担方法	18
(5)	リスクが顕在化した場合の費用負担方法	18
8	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
9	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
(2)	市又は組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	20
10	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	21
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	21
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	21
(3)	その他の支援に関する事項	21
11	その他事業の実施に関し必要な事項	22
(1)	情報提供	22
(2)	市からの提示資料の取り扱い	22
(3)	応募に伴う費用負担	22
(4)	担当部署	22

1 募集要項の位置づけ

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、岸和田市（以下「市」という。）が計画する岸和田市貝塚市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定する条件を提示するものである。

下記に示す資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

- ・ 要求水準書
- ・ 事業者選定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 事業契約書（案）

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問への回答によることとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

岸和田市長 永野 耕平

(維持管理運営期間は、岸和田市貝塚市清掃施設組合(以下「組合」という。)の管理者)

(3) 本事業の目的

岸和田市立斎場は稼働開始から約 50 年、貝塚市立斎場は約 40 年が経過し、施設及び設備の老朽化や今後増大する火葬需要に対応することなどが課題となっている。このような状況に対応するため、両市は共同で本事業を行うとともに、DBO方式を採用することで、広域連携によるスケールメリットと民間活用による効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的とする。

(4) 新斎場整備における基本的な考え方

新斎場整備における基本的な考え方は、次のとおりとする。

1) 最後のお別れの場にふさわしい施設

誰にでも訪れる人生の終焉、その最後のお別れの場にふさわしいやすらぎと品位を持った施設づくりを進める。

2) 故人を偲び、悲しみを癒し、慈しみを感じる施設

大切な人を偲び、送る場としてお別れの悲しみに対する癒しと、悲しみを乗り越えていこうとする慈しみを与える施設づくりを進める。

一連の葬送行為を個別性の高い空間で行えるよう、会葬者の動線及び諸室の配置等を考慮し、プライバシーを確保した施設づくりを進める。

また、すべての人が快適に利用できるようユニバーサルデザインを採用し、利用者ニーズを踏まえたスペース及び機能を備えた施設づくりを進める。

3) 人と環境にやさしく、誰からも愛され大切にされる施設

周辺環境と調和し、地域に受け入れられるとともに、ランドスケープデザインの考え方を採り入れ、自然や景観と共生する施設づくりを進める。乳幼児から高齢者、障害者に至るまで、誰もが心安らかで安心して快適に過ごせる、誰からも愛され大切にされる施設づくりを進める。

働き手にとっても、快適で誇りを持って働ける施設づくりを進める。

4) 将来の火葬需要に対応した施設

高齢化の進行に伴い、増加する火葬需要に対応できる施設、運営方式を検討する。

5) 維持管理費が低コストの施設

省エネ・省資源及び高耐久な構造体と内外仕上げ材の使用等、維持・管理費の削減を目指す。

6) 災害時にも対応可能な施設

災害に強い構造(耐震、免震)を検討するとともに自家発電設備を設置し、停電時でも一定期間は火葬することができる施設とする。

(5) 事業の内容

1) 事業方式

DBO方式を採用する。

2) 施設の位置づけ

本施設は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された事業者を同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

3) 事業スケジュール

本事業のスケジュール（予定）は次のとおりである。

令和 4 年 12 月	基本協定の締結
令和 5 年 1 月	仮契約の締結
令和 5 年 3 月	本契約の締結（議決）
令和 5 年 4 月～	設計、建設
令和 8 年 4 月	供用開始
令和 8 年 4 月～	既存斎場の解体、既存斎場敷地の外構等整備
令和 23 年 3 月	事業期間終了（維持管理運営期間：15 年間）

※ 既存の岸和田市立斎場は、現状の体制にて新斎場の供用開始の日の前日まで稼働し、供用開始後に解体する。

4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 本施設の整備業務

- ・ 整備事業に係る調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 土木造成業務
- ・ 建設業務
- ・ 火葬炉整備業務
- ・ 運営支援システム・斎場予約システム整備業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 外構整備業務
- ・ 既存斎場解体業務
- ・ 施設整備に伴う各種許認可申請等業務
- ・ その他本施設の整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- ・ 建物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 火葬炉設備保守管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰管理及び処理業務

- ・ 植栽外構維持管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ その他本施設の維持管理上必要な業務

ウ 運営業務

- ・ 稼働準備業務
- ・ 予約管理業務
- ・ 総合案内業務
- ・ 告別業務
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 収骨業務
- ・ 待合関連業務
- ・ 公金徴収代行業務
- ・ 自動販売機設置管理業務
- ・ 事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・ その他本施設の運営上必要な業務

(6) 事業者の収入

市は、本事業の実施について、地方自治法第 212 条に規定する継続費及び第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、事業者が実施した業務に対し、市と事業者、組合と事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより、契約期間にわたって、本事業の実施において事業者が行う業務に係る対価を事業者に対し支払う。

なお、自動販売機は事業者の責任において設置するものとし、その収入は事業者の収入とする。

市は、本施設の整備業務に要する費用を支払う。

組合は、維持管理運営業務に要する費用を支払う。支払条件は、事業契約書（案）による。維持管理及び運営業務に係る光熱水費（電気、ガス、水道等の購入費用をいい、事業者が自動販売機設置管理業務に使用した分を除く）は、組合が負担する。

(7) 市又は組合によるモニタリング

市又は組合は、事業者による各業務の実施状況を確認するためのモニタリングを行い、事業契約書及び要求水準書（事業者の提案が要求水準を上回る場合は事業者提案）に定められた水準及び性能が維持されていないことが判明した場合、対価として支払う額を減額する場合がある。詳細は事業契約書（案）に示すとおりとする。

(8) 公共施設等の概要

1) 公共施設等の立地に関する事項

種類	火葬場
所在地	大阪府岸和田市流木町 1092 番地の 1
敷地面積	約 14,000 m ²

用途地域等	市街化調整区域 ・ 海岸寺山風致地区 ・ 宅地造成工事規制区域 ・ 景観計画区域「里の景観区」
防火指定	指定なし
建ぺい率	40%
容積率	200%

2) 施設の規模

延床面積	3,100 m ² 程度
建物構造	鉄筋コンクリート2階建
火葬炉数	火葬炉8基、動物炉1基
火葬炉使用燃料	都市ガス
主要諸室	待合室 6室、告別・収骨室 4室、授乳室、自動販売機等
式場	なし（ただし、多目的室を設置）
駐車場	約2,400 m ² ・ 57台以上
供用開始	令和8年4月（予定）

3) 解体する既存岸和田市立斎場の概要

所在地	同一敷地内
竣工	昭和46年5月
改修等	昭和60年 ・ 再燃焼炉10基増設、汚物炉入替、燃料を灯油へ変更 平成3年 ・ 再燃焼炉付小型火葬炉1基の新設
敷地面積	7,226.44 m ²
建築面積	655.50 m ²
延床面積	561.50 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート平屋建、鉄骨造平屋建
火葬炉数	火葬炉10基（普通炉9基、大型炉1基） 動物炉1基 小型火葬炉1基
火葬炉使用燃料	灯油
待合室、式場	なし
駐車場	約410 m ²

4) 整備期間中の岸和田市立斎場の稼働継続

既存斎場は、新斎場の整備期間中も開場し、稼働を継続する。このため、新斎場の整備にあたっては、参列者等の安全性等に配慮すること。

また、資材等の搬入道路周辺や敷地周辺への騒音や振動等に十分に配慮するとともに、万が一、工事関係者以外の者に損害を与えた場合や苦情があった場合には、事業者が適切な対応を行うこと。ただし、斎場建設そのものに対する苦情等についてはこの限りではない。

(9) 法令等の遵守

市、組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、関係法令並びに規則及び要綱等を遵守しなければならない。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 応募者は、次のとおり複数の企業で構成されるものとする。
 - ア 施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）
 - イ 施設の建設を行う企業（以下「建設企業」という。）
 - ウ 施設整備に係る工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
 - エ 火葬炉の設置及び保守管理を行う企業（以下「火葬炉企業」という。）
 - オ 火葬炉以外の施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
 - カ 火葬炉を運転する企業（以下「火葬炉運転企業」という。）
 - キ 施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）
 - ク 応募者は、すべての構成員で共同企業体を組成するものとする。
 - ケ 応募者は、設計企業、建設企業、工事監理企業、火葬炉企業による施設の整備に係る共同企業体（以下「整備JV」という。）を組成するものとする。整備JVの代表企業の分担請負額は、施設整備費の50%以上とすること。
 - コ 応募者は、火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業による施設の維持管理運営に係る共同企業体（以下「維持管理運営JV」という。）を組成するものとする。
 - サ 応募者は、上記ク、ケ及びコの共同企業体協定書を応募時に提出するものとする。
- 2) 応募者は、参加表明書の提出時に、構成員の企業名を明らかにするものとする。
- 3) 整備JVの代表者及び維持管理運営JVの代表者を定めること。また、どちらか一方の代表者を代表企業として定め、当該代表企業が公募手続きを行うこととする。
- 4) 応募者の構成員の企業数の上限は任意とするが、構成員は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- 5) 参加表明書の提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。
- 6) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、応募者の構成員と資本面又は人事面において関連がある者は、他の応募者の構成員となることはできない。

この場合において、資本面において関連がある者とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。（以下同じ。）
- 7) 応募者の構成員は、1)に掲げる構成員の種別を複数兼ねることができる。ただし、建設企業が工事監理企業を兼ねること、建設企業と資本面又は人事面において関連がある企業は工事監理企業となることはできないものとする。

(2) 各業務を行う者の要件

応募者の構成員は、参加表明書の提出期限の日において、次の要件を満たす者とする。

1) 各構成員

各構成員は、それぞれが行う業務に該当する岸和田市入札参加有資格者名簿、又は貝塚市入札参加有資格者名簿に登載されていること。

2) 設計企業

設計企業は、次の要件を全て満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 平成 24 年度以降、官公庁発注の建築設計業務において、元請けとして単独で、延床面積 3,000 m²以上の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務の履行実績があること。
（増築工事の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。）
（基本設計と実施設計の実績は同一の事業・施設であること。）

ウ 一級建築士を 1 名以上適正に配置できること。

3) 建設企業

建設企業は、次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上覧に掲げる建設工事の種類のうち、建築一式工事について、同法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 24 年度以降、官公庁発注の延床面積 3,000 m²以上の建築工事において元請けとしての工事实績がある事業者が、1 者以上参画すること。

ウ 官公庁発注の建築工事において監理技術者として工事施工実績のある者を、配置できること。

エ 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点が 800 点以上の者（総合評点は、令和 3 年 1 月以降の最新のものとする。）

オ 岸和田市又は貝塚市に本社又は本店を有する事業者が、1 者以上参画すること。

4) 火葬炉企業

火葬炉企業は、次の要件を全て満たすこと。

ア 平成 24 年度以降、官公庁発注の火葬場整備等事業において、一契約で火葬炉を 8 基以上納入及び設置する工事施工実績があること。

イ 官公庁発注の火葬炉整備等事業において監理技術者として工事施工実績のある者を配置できること。

5) その他

応募者は、次の要件を満たすこと。

ア 登録ランドスケープアーキテクト（RLA）等の有資格者を 1 名以上適正に配置すること。

(3) 共通する参加資格要件

応募者の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- カ 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- キ 参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中にある者でないこと、及び貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- ク 談合等による損害賠償請求を市から受けていない者であること。
- ケ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- コ 岸和田市貝塚市斎場整備運営事業者選定支援業務に関係している以下の者でないこと、又はこれらの者と資本金若しくは人事面において関連がない者

- ・ 株式会社地域経済研究所
- ・ 株式会社ユーデーコンサルタンツ
- ・ ワークエンジニアリング株式会社
- ・ 北口・繁松法律事務所

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書類の提出期限の日（令和 4 年 8 月 19 日）とする。

(5) 参加資格の喪失

応募者が、参加資格確認基準日から事業者選定の日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

＜参加資格確認基準日から提案書類の提出日の前日までに参加資格を喪失した場合＞

参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力及び実績を持つ新たな法人を構成員として加えた上で、応募者の再構成を市に申請し、事業者提案の提出日までに市が認めた場合。

この場合における参加資格確認基準日は、応募者の再構成を市に提出した日とする。

ただし、残存法人のみで応募者の再構成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで募集要項に定める応募者の参加資格要件を満たしている必要がある。

なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定を行うこととする。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

4 事業者の募集の手順

(1) 事業者の募集スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集スケジュール（予定）は次のとおりとする。

令和4年7月11日	募集要項等の公表
令和4年7月19日～20日	募集要項等に関する現地見学会
令和4年7月12日～22日	募集要項等に関する質問の受付
令和4年8月（上旬）	募集要項等に関する質問回答の公表
令和4年8月17日～19日	参加表明書、参加資格審査申請書等の受付
令和4年8月26日	参加資格審査結果の通知
令和4年8月29日～9月2日	個別対話の申込受付
令和4年9月12日～14日	個別対話
令和4年9月（下旬）	対話結果の公表
令和4年10月26日～11月1日	事業者提案の受付
令和4年11月（下旬）	事業者の決定
令和4年12月（中旬）	基本協定の締結
令和5年1月（中旬）	仮契約の締結
令和5年3月	本契約の締結（議決）

(2) 事業者の募集手続き等

1) 現地見学会

本事業への参画を予定している者は、次のとおり、現地を見学できることとする。

ア 期 間 : 令和4年7月19日（火）～令和4年7月20日（水）

イ 場 所 : 岸和田市立斎場（大阪府岸和田市流木町1092番地の1）

ウ 参加方法 : 見学希望者は、令和4年7月14日（木）15時までに、下記宛てに連絡の上、見学日時を調整すること。なお、複数社による共同見学ができることとし、参加者数は1グループ最大10名までとする。

エ 提出先 : 岸和田市 市民環境部市民課 新斎場整備担当

E-mail simin@city.kishiwada.osaka.jp

電話 072-423-9523

2) 募集要項等に関する質問及び意見の受付

募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間: 令和4年7月12日（火）～7月22日（金）15時

イ 提出方法: 質問及び意見は、「様式 1-1 募集要項等に関する質問書」及び「様式 1-2 募集要項等に関する意見書」に記入の上、E-mail に添付して下記の提出先宛てに送付すること。

ウ 提出先 : 岸和田市 市民環境部市民課 新斎場整備担当

E-mail simin@city.kishiwada.osaka.jp

電話 072-423-9523

3) 募集要項等に関する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見への回答は、令和4年8月上旬に、市ホームページにおいて公表する。

4) 参加表明及び参加資格の確認

本事業への参加希望者は、グループとして参加表明書（資格確認申請書を含む。）を提出すること。参加資格確認の結果は、参加希望者の代表企業に対して通知する。

なお、参加表明及び参加資格の確認に必要とする書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格を有しないと認められた者は、この公募に参加することができない。

- ア 提出期間 : 令和4年8月17日（水）～8月19日（金）15時（必着）
イ 申込方法 : 郵送もしくは持参
ウ 提出先 : 岸和田市 市民環境部市民課 新斎場整備担当
〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号
E-mail simin@city.kishiwada.osaka.jp
電話 072-423-9523
エ 通知方法 : 審査結果は、令和4年8月26日（金）までに、代表企業に文書で通知する。

5) 参加資格を有しないと認められた者による説明請求

参加資格を有しないと認められた参加希望者は、当該参加希望者が参加資格を有しない者とした理由について、書面により市に説明を求めることができる。

市は、説明を求められた場合は、書面により回答する。

- ア 請求期限 : 参加資格を有しない旨の通知を受けた日から7日以内
イ 請求方法 : 任意様式の書面（PDF ファイル形式）をメール添付し、合わせて同一内容の書面を郵送することとする。
ウ 提出先 : 岸和田市 市民環境部市民課 新斎場整備担当
〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号
E-mail simin@city.kishiwada.osaka.jp
電話 072-423-9523
エ 回答期限 : 当該書面を受けた日（メール受信した日）から7日以内
オ 回答方法 : 請求方法と同様

6) 個別対話

市は、本事業への参加表明を行い、参加資格を有すると判断された応募者との個別対話の場を設ける。この対話は、市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨、要求水準書の意図等の理解を深めることを目的とする。応募者の参加人数は10名以内、1者あたりの対話時間は1時間程度と想定している。

- ア 対話実施日 : 令和4年9月12日（月）～14日（水）（別途、対話の希望者に実施日時を通知する）
イ 申込期間 : 令和4年8月29日（月）～9月2日（金）15時
ウ 提出先 : 岸和田市 市民環境部市民課 新斎場整備担当
E-mail simin@city.kishiwada.osaka.jp
電話 072-423-9523
エ 申込方法 : 「様式 2-5-1 個別対話申込書」（文書形式は Microsoft-Word とすること。）を E-mail に添付し、件名に「個別対話申込書」と表記すること。

なお、送信後、電話等で当該 E-mail の着信確認を行うこと。

オ 個別対話における議題及び質問等：

応募者は、対話の実施に先立ち、対話における議題及び質問等を事前に市に送付することとする。事前に議題及び質問等の送付がない場合や対話実施日直前の送付だった場合等は、議題及び質問に回答できない場合がある。また、必要がある場合は、応募者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする。詳細は、別途応募者に配付予定の個別対話実施要領において確認すること。

カ 個別対話による共有認識事項及び質問回答等の公表

個別対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、個別対話による共有認識事項及び質問回答等として公表する場合がある。ただし、当該応募者の提案、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認められるものについては公表しない。

キ 回答公表日： 令和4年9月下旬（予定）

7) 提案書等の提出

参加資格の確認を受けた応募者は、様式集に従い、提案書等を次のとおり提出すること。

ア 受付期間： 令和4年10月26日（水）～11月1日（火）15時

イ 提出先： 岸和田市 市民環境部市民課 新斎場整備担当

E-mail simin@city.kishiwada.osaka.jp

電話 072-423-9523

ウ 提出方法： 持参

エ 提出部数： 正1部、副15部

8) ヒアリング等

提案書等の審査にあたって、提案内容の確認のためにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ヒアリング等は、令和4年11月頃の実施を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

9) 提案価格の算定方法

市及び組合が支払う対価の合計（施設整備費及び維持管理運営費）を提案価格とすること。

なお、要求水準書で事業者負担とする費用は除くものとする。

10) 上限価格

本事業の上限価格は以下のとおりである。

- ・ 上限価格（消費税を含まず。）：4,672,550,000 円
- ・ うち施設整備費：2,988,691,000 円
- ・ うち維持管理運営費：1,683,859,000 円

11) 応募に関する留意事項

ア 公正な公募の確保

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・本募集要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・参考見積書の金額が 10) 上限価格を超える場合（内訳の施設整備費又は維持管理運営費が、上記金額を超える場合を含む）
- ・評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・本事業への応募にあたって、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行った場合。
- ・本事業への応募にあたって、応募者は競争を制限する目的で他の応募者と提案価格及び提案内容等について相談を行った場合。
- ・優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案価格及び提案内容等を意図的に開示した場合。
- ・市により参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、参加資格を失った場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 提案書類作成要領

提案書類を作成するにあたっては、様式集に示す指示に従うこと。

エ 公募のとりやめ等

本事業の公募は、応募者が 1 者の場合でも成立するものとする。

市は、応募者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、公正に公募を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該応募者を本事業の公募に参加させない、又は公募の執行を延期、もしくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

オ 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案書等の提出期限までに、「様式 2-6 応募辞退届」を担当部署まで提出すること。

カ 提案書類の取り扱い

(ア) 著作権

提案書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、市に帰属しないが、公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で利用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については事業者選定過程等を説明する目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

キ 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定

めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

市は、事業者選定にあたり学識経験者等で構成される岸和田市貝塚市斎場整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会では、事業者選定基準に基づき応募者の提案を評価し、審査結果を市に答申する。市は当該答申を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

選定委員会の会議及び会議録は非公開とする。

(2) 定性的評価

募集要項と合わせて公表する事業者選定基準に基づき、提案の内容を総合的に評価する。

事業者選定基準に則り、定性的審査による定性的評価点を算出、順位付けし、定性的評価点が高い提案を最優秀提案として選定する。

(3) 結果の公表

市は、優先交渉権者の決定後、評価及び選定結果を公表する。

(4) 次点交渉権者との協議

市は、優先交渉権者との契約に向けた協議、あるいは契約が成立しなかった場合は、定性的評価の第2順位の者を次点交渉権者とし、契約に向けた協議を行うものとする。

(5) 公募の中止等

応募がない場合、要求水準を満たす応募者がいない場合、上限価格以下の応募がない場合、不正な行為が認められる等公平性及び競争性が担保できないなど、適正な公募ができないと判断される場合には、市は公募の延期、再公募、公募のとりやめ又は優先交渉権者を選定しない等の措置をとる場合がある。

6 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

市、組合及び優先交渉権者は、募集要項等及び提案書類に基づき、優先交渉権者の決定後速やかに基本協定を締結する。基本協定の締結は令和4年12月中旬を予定している。

(2) 仮契約の締結

市、組合及び優先交渉権者は、基本協定に基づいて、本事業についての仮契約を締結する。仮契約の締結は令和5年1月中旬を予定している。

(3) 事業契約に係る議会の議決

市は、令和5年第1回定例会に本事業の契約に関する議案を市議会に提出する予定である。

優先交渉権者の決定の日の翌日から事業契約締結までの間、優先交渉権者が基本協定を締結しない、もしくは、優先交渉権者が仮契約を締結しない場合には、次点交渉権者と契約交渉を行い、合意に達した場合、事業契約締結の手続を行う。

(4) 契約を締結しない場合

ア 優先交渉権者決定の日の翌日から基本協定締結の日までの間、優先交渉権者の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業及び火葬炉企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、市が参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

イ 基本協定締結の日の翌日から仮契約締結の日までの間、優先交渉権者の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業及び火葬炉企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、市が参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

ウ 次点交渉権者の場合は、優先交渉権者の場合に準じることとする。

(5) 契約に係る費用の負担

契約書の作成に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

（６）入札保証金

入札保証金は免除する。

（７）契約保証金

事業者（契約締結後の優先交渉権者）は契約保証金を納付すること。詳細については事業契約書（案）による。

7 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 市及び組合と事業者の責任分担

本事業における責任分担の考え方は、市、組合及び事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。事業実施にあたり、事業者が行うべき業務範囲及び業務内容に係る諸リスクは事業者が負うことを原則とする。

ただし、市又は組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市又は組合が責任を負うものとする。

市又は組合と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書（案）に示すとおりとする。

なお、施設整備に関する業務については市との、供用開始以降の維持管理業務及び運営業務については、組合との契約となる。

(2) 業務の要求水準

本事業において実施する業務の要求水準（要求性能及びサービス水準）については、要求水準書において提示する。なお、要求水準書において示された要求水準を事業者提案が上回る部分については、事業者提案による。

(3) 市又は組合によるモニタリング

市又は組合は、事業者が要求水準を順守していることを確認するため、本事業の実施状況についてモニタリングを行う。

モニタリングに必要な費用は原則として市又は組合が負担する。事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や市又は組合が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

モニタリングの結果、事業者の業務実施状況が要求水準を下回ることが明らかになった場合、市又は組合は、その内容に応じて是正勧告、支払いの延期、違約金の徴収、契約解除等の措置をとる。

(4) 自動販売機の設置管理に関する費用負担方法

自動販売機の設置及び管理は、事業者自らの費用負担と責任により実施すること。

(5) リスクが顕在化した場合の費用負担方法

原則として、市、組合又は事業者のいずれかが責任を負うとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。具体的な費用の負担方法については、事業契約書において定めるものとする。

8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市、組合及び事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従うものとする。

契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の実施する業務及び提供するサービスが要求水準を下回る場合、又は、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行もしくはその懸念が生じた場合は、市又は組合は事業者には是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出及び実施を求めることができるものとする。

事業者が一定期間内に是正することができなかった場合は、市又は組合は事業契約を解除することができるものとする。

また、事業者の破産等により事業契約に基づく事業の継続が困難な場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については、事業契約書で規定する。

(2) 市又は組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市又は組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については、事業契約書で規定する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市、組合又は事業者いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市、組合及び事業者は事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、市、組合及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、事業契約書で規定する。その他、事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、その適用される措置によるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市及び組合はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

(3) その他の支援に関する事項

市及び組合は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市及び組合は事業者と協議を行う。

11 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

市は、本事業に関する情報提供を市のホームページを通じて、適宜行うものとする。

(2) 市からの提示資料の取り扱い

市が提示する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 担当部署

岸和田市 市民環境部市民課 新斎場整備担当

〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号

E-mail simin@city.kishiwada.osaka.jp

電話 072-423-9523